4月1日から国民年金制度が変わります

国民年金保険料改正

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額13，580円です。

今後、平成29年度まで、保険料が毎年月額で280円引き上げられる予定です。

第3号被保険者期間に未納のある人の救済（特例）

改正前は、第3号被保険者の該当届出が遅れたときは、2年間はさかのぼって保険料納付済期間となりますが、それ以前の期間は「保険料未納期間」となっていました。

今回の改正では、第3号被保険者が特例の届出をすることによって、昭和61年4月以降に届出がされていない場合でも第3号納付期間として取り扱われ、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

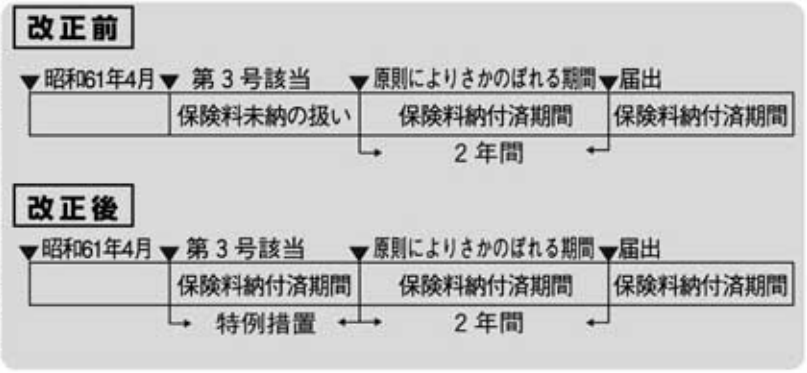

※平成17年3月までに第3号の届出があり、社会保険庁が第3号未納期間を把握している人については、特例の届出は必要ありません。

また、その該当者は、特例の届出が行われたものとみなして、自動的に保険料納付済期間（第3号納付期間）への変更が行われ、社会保険庁から4月下旬頃にお知らせが送付されます。

※この特例措置に該当する人で、年金額が増額となる場合がありますが、この年金額の改定についても社会保険庁において実施しますので届出の必要はありません。

被保険者の種類	加入する人	加入手続き	保険料の納め方
第1号被保険者	20歳以上の学生、フリーター、20歳以上60歳未満の自営業などの人	住民票のある市区町村の国民年金担当窓口	社会保険庁から送付された納付書により納めるか、口座振替で納めます。
第2号被保険者	会社や役所などに勤めている人	勤めている会社や役所など	給料から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	2号被保険者である配偶者が勤めている会社や役所など	自分で納める必要はありません。2号被保険者であるて配偶者が加入している厚生年金や共済組合が負担します。

若年者納付猶予制度が導入されました

20歳代の人は、本人（配偶者を含む）の前年所得が一定額以下の場合は、申請により国民年金保険料の納付が猶予されることになりました。（これまでは、所得が一定額以上の世帯主と同居している場合には、保険料免除が承認されませんでした。）

平成17年度の所得基準
57万円＋（控除対象配偶者＋扶養親族数）×35万円

※この猶予制度の承認期間については、各種公的年金の受給資格期間に算入されますが、老齢年金の受給額には反映されません。受給年金額に反映させたい場合は、その後10年間のうちに保険料を納付することが条件となります。（納期が2年を超えた場合は当時の保険料に一定の加算があります。）

※障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、国民年金保険料に未納期間があると、障害基礎年金・遺族基礎年金を請求できない場合があります。しかし、この制度の承認を受けておくと、その期間は未納期間の扱いにならないため、万が一のときに安心です。

単身世帯者の保険料免除の所得基準が緩和されました

全額免除の所得基準
16年度　35万円
17年度　57万円

半額免除の所得基準
16年度　68万円＋社会保険料控除など
17年度　118万円＋社会保険料控除など

国民年金保険料の口座振替早割制度の開始

この制度は、国民年金保険料が1カ月早く口座から引き落としされる代わりに、保険料を40円割引くという制度です。

この早割りは、前納振替にも適用されますので、従来の前納割引よりさらに割引額が大きくなりお得です。（10月末引落しの6カ月前納が利用できます。）

問合せは
倉敷西社会保険事務所
☎086－525－5311